

諮問庁：日本年金機構

諮問日：平成28年5月24日（平成28年（独個）諮問第6号）

答申日：平成29年4月17日（平成29年度（独個）答申第1号）

事件名：本人の父の未支給年金に関しての支払年月日等の詳細が分かる文書等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

本人の父の未支給年金に関しての支払年月日等の詳細が分かる文書等に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その全部を異議申立人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示としつつ、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否するともした決定については、不開示としたことは妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、日本年金機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成28年2月16日付け年機構発第42号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、この取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

今回の非開示の理由は適用されるのでしょうか。再度の開示請求をいたします。私は故人である特定個人Aの長女であり相続人です。また、生計同一にする同居家族です。どのような理由で第三者に支払われたのでしょうか。私には父の未支給年金について受給する権利、知る権利があると考えます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経過

本件異議申立てに係る経過は以下のとおりである。

平成28年1月19日付けで異議申立人が、機構に対し「父、特定個人A（平成27年3月23日死亡）の未支給年金に関しての支払年月日、支払先、金額の詳細」の開示請求を行った。

これに対し、機構は、本件開示請求は、死亡者（父）の個人情報ではな

く、未支給年金受給権者の個人情報の開示を求めているとして、法12条「自己を本人とする開示を請求することができる」に当たらないため、開示することはできないことを伝え、取り下げの意思を確認した。しかしながら、異議申立人は、不開示である旨の正式な回答がほしいとして、開示請求を続けたものである。

これにより、機構は、法12条に定める本人及び未成年者又は成年被後見人の法定代理人のいずれかにも該当しないため、開示請求権を有しない、また、保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるため、法17条の存否応答拒否により、平成28年2月16日付けで不開示決定通知を送付した。

しかし、異議申立人は、相続人であり生計を同一にする同居家族であるとし、死亡した父の未支給年金に関する情報について、知る権利があると主張し、開示を求める異議申立てを行ったものである。

2 諮問庁としての見解

本件開示請求は、死亡者の個人情報を求めるものではなく、死亡者にかかる未支給年金を受給した者の情報の開示を求めるものである。

ここで未支給年金の性格について、昭和30年3月28日付け保文発第2670号の徳島県民生部保険課長あて厚生省保険局厚生年金保険課長回答を引用する。

「厚生年金保険の保険給付は、社会保障制度の一環として行われているのであるから、その受給権は民法第八九六条但し書きにいう一身専属権としての性格をもっている。このことは、保険給付の各本条に「その者に支給する」と規定されているところを見ても明らかである。従って、保険給付は別段の規定がない限り「その者」以外には支給されないのである。この別段の規定としては、法第三十七条があるが、これも相続の色彩をもつものではなく、加給年金額の対象者に対し、受給権者とともに保障の対象とされていたという理由から認められたものであり、特に未支給年金として一種の保険給付の性格をもつものである」

とあり、未支給年金が死亡者ではなく遺族に対して支払われる保険給付であるとしている。つまり、未支給年金の情報については、死亡者の個人情報ではなく、遺族の個人情報ということになる。

本件開示請求は、未支給年金を受けた遺族の個人情報を求めたものであって、死亡者の個人情報とはいえない。また、異議申立人は未支給年金を受給していないことから、異議申立人本人の個人情報の開示請求ともいえない。

よって、機構は、法12条に定める本人及び未成年者又は成年被後見人の法定代理人のいずれにも該当しないため、開示請求権を有しないとし、また、保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を

開示することとなるため、法17条の存否応答拒否により不開示としたものである。

3 結論

以上のことから、本件については、機構の判断は妥当であり、本件不服申立ては棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年5月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年3月9日 審議
- ④ 同年4月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

(1) 本件開示請求は、異議申立人が、異議申立人の父である故人の特定個人Aの未支給年金に関する支払年月日、支払先、金額の詳細、生計同一の申立て内容及び請求書類一式に記録された保有個人情報の開示を求めるものである。

(2) 処分庁は、(i) 異議申立人が法12条1項の開示請求権を有する本人に該当しないとするとともに、(ii) 本件対象保有個人情報が存在するか否かを答えると、法14条2号の不開示情報を開示することとなるため、法17条の規定により存否応答を拒否するとして、不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、異議申立人が特定個人Aの長女であり、相続人であり、また、生計同一に関する同居家族であり、自分には特定個人Aの未支給年金について受給する権利、知る権利がある等と主張し、本件対象保有個人情報の開示を求めているが、諮問庁は、原処分は妥当としている。

このため、存否応答拒否の妥当性及び保有個人情報該当性について、以下、検討する。

2 存否応答拒否の妥当性について

(1) 本件開示請求は、異議申立人が、異議申立人の父である故人の特定個人Aの未支給年金に関する支払年月日、支払先、金額の詳細、生計同一の申立て内容及び請求書類一式に記録された保有個人情報の開示を求めるものである。処分庁は、本件対象保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるため、法17条の存否応答拒否により、不開示とし、諮問庁も原処分を妥当としている。

(2) 本件対象保有個人情報は、その開示請求の内容から、その存否を答えることにより、特定個人Aが死亡し、同人に係る未支給年金が発生した事実の有無（以下「本件存否情報1」という。）及び当該未支給年金が

異議申立人以外の者に支払われた事実の有無（以下「本件存否情報２」という。）を明らかにすることとなるものと認められる。

ア 本件存否情報１について

本件存否情報１は、特定個人Aについて、法１４条２号本文前段の異議申立人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。しかし、本件存否情報１は、異議申立人が本件開示請求を行っている以上、異議申立人が既に承知している事実であり、同号ただし書イの慣行として異議申立人が知ることのできる情報に該当するものと認められることから、同号には該当しない。

イ 本件存否情報２について

(ア) 本件存否情報２は、未支給年金が支払われた個人を識別できる情報には該当するとは認められない。しかし、本件未支給年金を請求できる者は、下記３（１）イのとおり、特定個人Aと生計を同じくしていた配偶者、子等親族の者に限られており、本件存否情報２を開示すれば、一定の範囲の者には本件未支給年金が支払われた者を特定できる可能性は否定できず、これら一定の範囲の者に個人的な情報が知られることとなり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、本件存否情報２は、法１４条２号本文後段に該当する。

(イ) 諮問庁は、理由説明書（上記第３の１）において、「異議申立人の開示請求に対し、機構は、本件開示請求は、死亡者（父）の個人情報ではなく、未支給年金受給権者の個人情報の開示を求めているとして、法１２条１項「自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」に当たらないため、開示することはできない旨を伝え、取り下げの意思を確認した。しかしながら、異議申立人は、不開示である旨の正式な回答がほしいとして、開示請求を続けたものである。」旨説明する。

(ウ) また、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は、上記（イ）の機構の異議申立人に対する説明において、異議申立人が法令に基づく未支給年金を請求できる者の範囲に含まれるにもかかわらず、本件開示請求ができない理由として、未支給年金の支給決定を受けた者しか開示請求できないことを説明するとともに、併せて、一層の理解を求めるため、異議申立人以外の者（氏名は明かさず）に未支給年金の支給決定が行われたことを伝えていると説明する。

(エ) そうすると、上記（ウ）の諮問庁の説明を前提とすれば、本件存否情報２は、異議申立人が本件開示請求に当たって既に承知してい

た事実であり、法14条2号ただし書イの慣行として異議申立人が知ることのできる情報に該当するものと認められる。

- (3) したがって、本件対象保有個人情報の存否を答えることは、法14条2号の不開示情報を開示することになるとは認められず、法17条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したことは、妥当ではない。

3 保有個人情報該当性について

(1) 機構の個人情報の取扱いについて

ア 法が開示請求対象として予定する個人情報は、「自己を本人とする保有個人情報」のみであり、死者に関する個人情報については、同時に死者の遺族の個人情報となる場合に限り、当該遺族が自己の個人情報として開示請求を行うことができると解される。

イ 未支給年金については、国民年金法19条1項において、「年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。」と定められ、また、厚生年金保険法37条1項においても同様に定められている。

ウ 機構における未支給年金の個人情報の開示請求の取扱いについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。

(ア) 機構が取り扱う個人情報には、法2条2項に規定する生存する個人に関する情報のほか、日本年金機構の業務運営に関する省令（平成21年厚生労働省令165号）1条に定める死亡した個人に関する情報（以下「死亡者の個人情報」という。）も含まれる。

(イ) 機構が、年金業務目的以外の目的のために情報提供が認められるケースとして、日本年金機構法38条5項1号に規定する「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。」があり、死亡者の個人情報については、「厚生労働大臣に対して遺族基礎（厚生）年金、未支給年金、寡婦年金、死亡一時金等を請求し、同大臣の支給決定を受けた者」（以下「遺族年金等受給権者」という。）を「本人」として、当該遺族年金等の権利や金額の確定に必要な範囲で情報提供が可能となっている。

(ウ) 法に基づく開示請求については、死亡した者に係る遺族年金等受給権者を本人として、機構が保有する文書の範囲で開示請求者から求められた当該死亡者に係る文書の開示が可能となっている。

(エ) この「遺族年金等受給権者」とは、上記(イ)に記載するとおり、遺族年金、未支給年金等の支給決定を受けた者のことである。また、従前より、死亡者の個人情報の法に基づく開示請求書の受付の際には、必要な添付書類として、実際に遺族年金や未支給年金等の支給決定を受けたことが分かるものとして年金証書の写しや未支給年金支給決定通知書等を求めることとしているが、このことが年金事務所等組織内部において必ずしも徹底されていなかったこと等から、平成26年10月に、このような書類を求めることを含めて、法に基づく開示請求書の受付に係る注意喚起の文書を組織内部に発出し、また、死亡者の個人情報の開示請求ができる者の取扱いは変わっていないが、平成28年3月に、内部指示文書により、それまでの「遺族年金等の受給権を有すると判断される者」から「遺族年金等の支給決定を受けた者」に念のため改めたところである。

(2) 異議申立人を本人とする保有個人情報該当性について

ア 当審査会において、諮問庁から、特定個人Aの未支給年金に係る情報が記載された社会保険オンラインシステムの帳票の提示を受け、確認したところ、当該情報には、異議申立人の氏名等個人識別情報を認めることはできなかった。

イ また、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。

(ア) 異議申立人は、本件未支給年金の支給決定を受けた者ではない。

(イ) したがって、異議申立人は、特定個人Aの未支給年金に係る個人情報を、法12条1項に規定する自己を本人とする保有個人情報として開示請求することはできない。

ウ 上記イの諮問庁の説明は、上記(1)イ及びウの機構における未支給年金の開示請求の取扱い及び上記アの社会保険オンラインシステムの帳票の確認結果を踏まえると、首肯できる。

したがって、本件対象保有個人情報は、法12条1項に定める異議申立人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その全部を法12条1項に規定する異議申立人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示としつつ、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで開示することとなる情報は法14条2号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否するもした決定については、当該情報は同号に該当せず、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは妥当ではないが、本件対象保有個人情報は異議申立人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子